

## 決定要旨

被審人（住所） 東京都  
（氏名） A

上記被審人に対する平成24年度（判）第17号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- 納付すべき課徴金の額 金52万円
- 課徴金の納付期限 平成24年10月10日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実及び法令の適用は、別紙1のとおり、課徴金の計算の基礎は、別紙2のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年8月9日

金融庁長官 畑中龍太郎

## (別紙1)

### 1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項14号に該当

被審人は、東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社ジェイプロジェクトの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成21年12月15日午前10時15分ころから同月17日午後2時34分ころまでの間、3取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、成行、あるいは高指値で買い注文を発注して高値で約定させたり、成行、あるいは高指値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、別表「買付株数」欄記載の同株式合計51株の買付け及び同表「売付株数」欄記載の同株式合計18株の売付けを行い、同株式の株価を6万2500円から6万8700円まで引き上げるなどし、もって、自己の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

### 2 法令の適用

法174条の2第1項、159条2項1号、174条の2第8項、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）33条の13第1号、法174条の2第13項、施行令33条の14第5項、7項、法130条、176条2項

(別表)

(単位：株)

| 取引年月日       | 買付株数 |     |    | 売付株数 |     |    |
|-------------|------|-----|----|------|-----|----|
|             | B証券  | C証券 | 小計 | B証券  | C証券 | 小計 |
| 平成21年12月15日 | 19   | 15  | 34 | 2    | 1   | 2  |
| 平成21年12月16日 | 4    | 8   | 12 | 0    | 10  | 10 |
| 平成21年12月17日 | 0    | 5   | 5  | 3    | 2   | 5  |
| 合計          | 23   | 28  | 51 | 5    | 13  | 18 |

(別紙 2)

3 課徴金の計算の基礎

- (1) 法 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、  
当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、18 株で  
あり、  
当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の  
買付け等の数量 51 株に、同条 8 項及び施行令 33 条の 13 第 1 号の規定に  
より、違反行為の開始時にその時における価格 (63,000 円) で買付け等を自  
己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有して  
いる当該有価証券の数量 66 株を加えた 117 株である

ことから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (18 株) に係るものについて、  
自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該  
有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (65,000 \text{ 円} \times 7 \text{ 株} + 65,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 66,900 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ & + 67,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 67,400 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 67,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ & + 68,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 68,500 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 68,700 \text{ 円} \times 3 \text{ 株}) \\ & - (63,000 \text{ 円} \times 18 \text{ 株}) \\ & = 66,400 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 (117 株)  
が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (18 株)  
を超えていることから、

当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違  
反行為に係る有価証券の売付け等についての法 130 条に規定する最高の価  
格のうち最も高い価格 (69,000 円) に当該超える数量 99 株 (117 株 - 18 株)  
を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除  
した額

$$\begin{aligned} & (69,000 \text{ 円} \times 99 \text{ 株}) \\ & - (63,000 \text{ 円} \times 51 \text{ 株} + 64,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 64,200 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ & + 64,500 \text{ 円} \times 7 \text{ 株} + 64,700 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 65,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} \\ & + 65,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 65,900 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 66,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\ & + 66,400 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 66,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 66,900 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \\ & + 67,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 67,400 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 67,500 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\ & + 68,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 68,300 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 68,700 \text{ 円} \times 1 \text{ 株}) \\ & = 460,900 \text{ 円。} \end{aligned}$$

の合計額 527,300 円となる。

- (2) 法 176 条 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、520,000 円となる。